

	点検項目	令和6年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実にされるよう意識啓発を行った。	ポータルサイトに掲載の他、FD研修でいじめの定義等を含む、いじめ防止等基本計画の再確認を実施した。	-	
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	定期的に開催し、各事例の情報共有、対応方針を協議した。	-	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	高専機構本部から講師を迎えFD研修会を実施した。	-	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会規則及びいじめ防止等基本計画をポータルサイトに掲載している。	-	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	メールでいじめ防止プログラム等の内容確認の依頼及びFD研修でいじめ防止プログラムの説明を実施した。	-	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生生活支援室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	-	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	ポータルサイトに掲載の他、重大事態の定義はFD研修で説明を実施した。	-	
8	いじめの事案について、学生の心態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ(いじめと疑われるものを含む)事案について、調査担当者と関係教職員間で情報共有を行い、解決を図っている。また、いじめ対策委員会への報告を行っている。	-	
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	国立高専機構防止等対策ポリシー及び国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドラインを確認するとともに、いじめ対策について年に1度、点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	-	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するため、アンケート及び担任面談を実施し、その結果をいじめ対策委員会で情報共有している。	本アンケートに本校学生生活支援室が別で実施している高専生活アンケートを組み込むことで、全体のアンケート実施回数を減らし、学生負担を軽減した。	令和7年10月実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にするとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	専門職によるカウンセリング等から得られた情報は、学生生活支援室長を通じて必要な範囲で情報共有するとともに、事案への対応の際は必要に応じて助言を求めている。	-	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生を対象にいじめ講演会を実施した。	-	
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめ講演会で該当する行為を示した。	-	
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取組を推進している。	いじめ講演会で学生が気付きを得られるよう取り組んでいる。	-	
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止基本計画及び取組内容等をホームページに公表している。また、教育後援会支部会での周知を実施した。	-	
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	担任から必要な情報を保護者に連絡している。	-	
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	外部有識者で構成する運営諮問会議において、本校のいじめ対策等に関する意見を聴取した。また、静岡県沼津地区の生徒指導地区研究協議会(近隣高校と生徒指導上の課題について研修、研究協議、情報交換等を目的として、警察や自治体関係者等と連携を行う会議)に参加している。同協議会において、必要に応じて、いじめに関する話題が取り扱われる。	-	
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	該当事案が生じた場合は、警察等へ情報共有し連携して対応することとしている。	-	